

大分県報

平成二十九年
号外（八九）
十月二日

（月曜日）

目次

告示

道路区域の変更……………一
道路の供用開始……………一

○告示

大分県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道四浦日代線	津久見市大字四浦字大元六八七五番二から津久見市大字四浦字赤穂碓六八二一番五まで	前 後	メートル 二二・〇 七・〇	メートル 八〇・〇
		後 前	三九・〇 七・〇	八〇・〇

大分県告示第五百七十三号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十九年十月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道四浦日代線	津久見市大字四浦字大元六八七五番二から津久見市大字四浦字赤穂碓六八二一番五まで	平二九・一〇・二